

25、知立市

2009年9月18日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

知立市長 林 郁 夫

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】平成19年度に減免制度の一部改正をし、低所得者等への配慮をしています。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】市独自の利用者負担額軽減制度があります。(保険利用の2分の1)

(3) 新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」

の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

【回答】 国の通達に従い、業務を進めていきます。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

【回答】 国の示した案内文書を配布しています。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

【回答】 県が実施する研修会に参加して聴講しています。

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】 介護保険 3 施設及び在宅サービスの基盤整備は整っています。

特別養護老人ホームなどの圈域調整が必要な建設設計画はありませんが、地域密着型サービスについては、第 4 期介護保険事業計画に沿って施設整備を進めています。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】 国は介護労働者の処遇改善のために、介護報酬改訂を平成 21 年 4 月に実施しました。介護報酬単価は国が定めていますのでご理解をお願いいたします。また、介護事業所の事業主に対しては、介護報酬改訂分が介護従事者の賃金体制等に反映できるよう啓発をしています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスは、毎日 1 回実施しています。利用者料金は、平成 18 年度より 1 食当たり 20 円安価になり継続中です。なお、会食(ふれあい)方式は実施していません。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】 敬老バスは実施していません。巡回バス(ミニバス)は運行しています。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】 宅老所 2 箇所に補助金を交付しています。今後も、対応できる事業から実施する方向で進めていきます。

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 要介護1以上の人には、障害者控除の対象となっています。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 要介護1以上の人には、障害者控除対象者認定書を交付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 後期高齢者医療の受給者の内、県の制度分については支給の対象と実施しており、市の単独事業については、「ひとり暮らし老人で市民税非課税者」を対象に実施しています。その他の受給者については、支給対象となっていませんが、広域連合の方針、近隣市の状況、財政状況を参考にして検討したく思います。

② 70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

【回答】 高齢受給者については、本人等の前年所得に基づき決定しています。近隣市の状況、財政状況を参考にして対応したく思います。

③ 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】 後期高齢者医療の被保険者に対する資格証明書の発行は広域連合が行います。

④ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】 県の補助制度をみながら、財政状況や他市の状況を参考にして検討したいと思います。

⑤ 肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

【回答】 現段階では助成制度を設ける考えはありません。近隣市の状況みて今後検討をしていきたいと思います。

3. 子育て支援について

① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 平成20年4月1日から対象者を中学校卒業まで医療費の無料化を実施し、併せて病院窓口での現物給付化を実施しています。

② 妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【回答】 産前の14回、産後の1回はすでに平成21年2月から無料で実施をしています。また、超音波検査は来年度から実施に向け検討しています。

③ ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

【回答】 現段階では助成制度を設ける考えはありません。近隣市の状況をみて今後検討をしていきたいと思います。

④ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。
また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回答】 就学援助の所得基準の目安としては、例題の2人家族では生活保護基準額の約1.6倍、4人家族では生活保護基準額の約1.4倍となります。また、申請の受付は、学校だけでなく市学校教育課の窓口でも受付しております。

4. 国保の改善について

① 保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】 現在においても、人件費、事務費、特定健診費用など一般会計より繰入れを行っています。財政運営には引き続き努力いたしますが、医療費の増加によっては負担増をお願いすることが避けられないこともあります。減免制度については近隣市の状況を参考に検討します。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】 均等割は、公平性からすべての加入者を対象としていますが、近隣市の状況を参考に検討します。なお、税減少分の財源確保が課題となります。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】 近隣市の状況を参考に検討します。

エ. 得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 現行の規定では、世帯主及び当該世帯の属する被保険者の、前年中における総所得金額及び山林所得金額の合計額、33万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額と300万円との合計金額以下で、当該年の見込み所得が2分の1以下と認められる場合、所得割額分の2分の1に相当する額を減免していますが、近隣市の状況を参考に検討します。

② 保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、

母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】現状、18歳の年度末までの子どもがいる場合は発行をいていません。他の世帯で未納額の多い世帯には6ヶ月の短期被保険者証を発行し、納税相談の機会を増やし、国保財政の健全化を図っていきます。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】分納が履行されている世帯には呼び出すことなく短期保険証を交付しています。また、滞納額がなくなれば正規の保険証を交付しています。

ウ. 険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】未納額の多い世帯には、生活実態の把握を含め財産調査を行い納付が困難と判断した場合、徴収の執行停止も行っています。なお、財産・所得などがありながら未納している世帯に対しては差押さえなどを行っています。

③ 部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

【回答】現行の「知立市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取り扱い要綱」により実施します。

5. 障がい者施策の充実について

① 障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

【回答】現段階では、考えておりません。なお、補装具と地域生活支援事業の日常生活用具給付及び障害福祉サービスと地域生活支援事業のサービスについては、それぞれ利用者負担額を合算した上で、月額負担上限額を適用することで、負担軽減を行っています。

② 市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

【回答】現段階では、考えておりません。なお、地域活動支援センターⅡ型事業の利用者負担については、取らない方向で進めています。

③ 親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

【回答】現段階では、考えておりません。なお、新設のケアホームの建設に際し、土地について無償で提供しています。

6. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】 特定健診及び歯周疾患検診は無料で実施をしていますが、がん検診は自己負担があります。ただ、70歳以上、障害者医療受給者、非課税世帯等の該当者は自己負担を免除しています。一般の方について、自己負担の無料化はいまのところ考えていません。実施機関については特定健診だけ個別のみで行っています。また、実施期間は通年ではありません。保健指導や支払いの関係等でいまのところ通年は考えていませんが、今後は受診率との絡みで特定健診の集団の実施や全体の実施期間を通年にすることは検討していく必要があると考えています。

- ② 40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

【回答】 現在30代健診を実施していますが、自己負担はあります。無料化はいまのところ考えていません。

- ③ 歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

【回答】 現在、40歳・50歳・60歳・70歳までの節目年齢の方に対して、無料で実施しています。また、歯科相談を保健センターでのがん検診実施時に行っています。今後もこの方式で行っていきたいと思います。

7. 生活保護について

- ① 憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 生活保護の申請権は侵害しないよう配慮しています。また、緊急に生活費が必要な方に隨時支給をしています。

- ② 愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

【回答】 稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することはしておりません。

- ③ そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】 正規職員については、法の基準に基づき人員を要求して行きます。なお、臨時職員になりますが、今年度の4月からは就労支援相談員1名、7月からは生活保護専用のボルトガル語通訳者1名を配置し、さらに、9月からはケースワーカーの補助事務員1名を予定をしています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解

- 体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
 - ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
 - ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充してください。
 - ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
 - ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
 - ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
 - ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上